

第25回

定時株主総会
招集ご通知

目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類／監査報告	32
■ 計算書類／監査報告	39

開催日時

2023年2月22日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分）

開催場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo
オークラ プレステージタワー7階
メイプル

スター・マイカ・ホールディングス株式会社

証券コード2975

2023年2月3日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 水 永 政 志

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、昨年に引き続き、本年も新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主の皆様の安全確保を最優先といたしたく、書面により議決権を行使いただくことを強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月21日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年2月22日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分）
2. 場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo
オークラ プレステージタワー7階 メイプル
3. 目的事項
報告事項 1. 第25期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下①～③の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本書類には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか上記①～③の事項も含まれております。

◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト <https://www.starmica-holdings.co.jp>

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

1. 本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性があります。
2. 本総会に出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮ください。マスクのご着用をいただけない場合は、会場へのご入場をご遠慮いただく場合がございます。
3. 受付において、非接触型体温計で検温を行う予定です。発熱の疑いがある方や、風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をご遠慮いただき、また、開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声かけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
4. 会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。また、会場には消毒液の設置を含む感染予防措置を講じております。
5. 株主総会の議事は、新型コロナウイルス感染症の拡大を避けるためにも、例年よりも短時間でを行う予定としております。
6. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.starmica-holdings.co.jp>) においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

1. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
2. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
3. 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
4. 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>〈新 設〉</p>	<p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 定款第14条の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> <u>2 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）水永政志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定は、当社グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格ならびに見識ともに優れた者であることを条件とし、指名報酬委員会の決議した人事案を受け、取締役会において決定しております。

本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>みず なが まさ し 水 永 政 志 (1964年10月6日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1989年4月 三井物産(株)入社 1995年3月 米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校経営大学院 修士課程修了(MBA) 1995年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社 1996年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 1998年7月 (株)オフィス扇(現:当社)代表取締役社長就任(現任) 2000年3月 (株)ピーアイテクノロジー(現いちご(株))設立 代表取締 役就任 2002年2月 スター・マイカ(株)代表取締役社長就任 2014年12月 同社代表取締役会長就任 2015年5月 スローガン(株)社外取締役就任(現任) 2016年5月 スター・マイカ(株)代表取締役会長兼社長就任 2017年2月 スター・マイカ(株)代表取締役社長就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) スター・マイカ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・アセット・パートナーズ(株)代表取締役社長 SMAiT(株)代表取締役社長 スローガン(株)社外取締役</p>	<p>5,716,382株</p>
<p>取締役候補者とした理由 当社グループの主要な事業会社であるスター・マイカ株式会社設立以来、当社グループの事業をけん引し、経営の指揮及び監督を適切に行ってまいりました。引き続き、その経験、知見及び能力を、当社グループの更なる企業価値向上へ活かしたく、取締役候補者としたしました。</p>		

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者は、現在、当社の取締役であり、当社は、当候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とするものであり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。当候補者の再任が承認された場合、当候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	再任 小 滝 一 彦 お だ き か ず ひ こ	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員
2	再任 矢 野 裕 史 や の や す し	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員
3	再任 和 田 哲 夫 わ だ て つ お	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	<p style="text-align: center;">お だき かず ひこ 小 滝 一 彦</p> <p>(1965年10月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1988年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2000年1月 大阪大学社会経済研究所助教授 2003年6月 特定非営利活動法人政策評価機構理事長(現任) 2004年7月 金融庁総務企画局市場課企画官 2008年7月 経済産業省経済産業政策局企業法制研究官 2012年3月 同省退官 2012年4月 日本大学経済学部教授(現任) 2013年2月 スター・マイカ(株)社外取締役就任 2016年2月 スター・マイカ(株)取締役(監査等委員)就任 2018年6月 アズワン(株)社外取締役就任(現任) 2018年11月 当社社外取締役就任 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本大学経済学部教授 特定非営利活動法人政策評価機構理事長 アズワン(株)社外取締役</p>	22,400株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 経済産業省、金融庁での豊富な経験と、大学教授としての幅広い見識をもとに、当社の社外取締役、監査等委員である取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘を行ってきた実績を踏まえ、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	<p data-bbox="319 323 489 364">矢野裕史</p> <p data-bbox="291 390 515 420">(1966年12月9日生)</p> <p data-bbox="319 455 489 500"> 再任 社外 独立 </p>	<p data-bbox="535 208 1195 556"> 1990年4月 川鉄商事(株)(現JFE商事(株))入社 1992年4月 川崎製鉄(株)(現JFEエンジニアリング(株))入社 1994年10月 大成機工(株)入社 2006年2月 大成機工(株) 代表取締役社長就任 2011年3月 (株)大成CI設立 代表取締役就任(現任) 2018年4月 大阪府立西野田工科高等学校学校運営協議会委員委嘱(現任) 2018年5月 一般社団法人関西経済同友会幹事就任(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2020年2月 スター・マイカ(株)監査役就任(現任) </p> <p data-bbox="535 576 762 636"> (重要な兼職の状況) (株)大成CI代表取締役 </p>	700株
<p data-bbox="308 662 1332 828"> 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 企業経営の豊富な経験や実績があり、その幅広い見識を活かして、当社の社外取締役、監査等委員である取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘を行ってきた実績を踏まえ、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 </p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	和田哲夫 (1965年2月9日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1989年4月 郵政省官房文書課 1991年4月 大蔵省財政金融研究所研究部 1992年7月 人事院長期在外研究員 1996年6月 郵政省郵政研究所主任研究員 2000年4月 学習院大学経済学部経営学科助教授 2003年12月 カリフォルニア大学バークレー校経営大学院博士課程修了(博士号取得) 2004年4月 学習院大学経済学部経営学科教授(現任) 2021年2月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 学習院大学経済学部教授	14,000株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>学識経験者としての幅広い見識を有し、当社の社外取締役、監査等委員である取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘を行ってきた実績を踏まえ、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者3名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者3名は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小滝一彦氏、矢野裕史氏及び和田哲夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 小滝一彦氏、矢野裕史氏及び和田哲夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小滝一彦氏が4年4か月、矢野裕史氏が3年9か月、和田哲夫氏が2年となります。
5. 当社は、小滝一彦氏、矢野裕史氏及び和田哲夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社の監査等委員を含む当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とするものであり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。小滝一彦氏、矢野裕史氏及び和田哲夫氏の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役が特に有する専門性・経験は以下のとおりです。

氏名	社外	独立	取締役が特に有する専門性・経験					
			企業経営	営業・マーケティング	財務会計 ファイナ ンス	法務・コ ンプライ アンス	組織人 事・人材 開発	テクノロ ジー
水永 政志			●	●	●		●	
小滝 一彦	○	○			●	●		●
矢野 裕史	○	○	●	●			●	
和田 哲夫	○	○		●	●	●		

(注) 「社外」は社外取締役、「独立」は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員を示しています。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
さえ ぐさ いずみ 三枝和 (1967年5月14日生) 新任 社外 独立	1991年4月 (株)ボストンコンサルティンググループ入社 2007年3月 (株)大宅映子事務所 監査役就任(現任) 2017年11月 公益財団法人大宅社一文庫 理事就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)大宅映子事務所 監査役 公益財団法人大宅社一文庫 理事	- 株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 コンサルティング会社にて様々な事業会社のマーケティングや人事・組織改革に携わった経験を活かして当社の経営に対して忌憚のない指摘を行い、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するものであります。また、当社にとって初めての女性役員として、今後、当社が進めていくESG(環境・社会・ガバナンス)に関連した施策に対して有益なご意見をいただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三枝和氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
3. 三枝和氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とするものであり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。三枝和氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を注視しつつも、経済社会活動は正常化が進み、先行きについても景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れや、円安の進行を一因とする物価上昇、供給面での制約等の下振れリスク及び金融資本市場の変動に対して十分に注意する必要があると、不透明な状況が続いております。

当社グループの属するリノベーションマンション業界におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構によると、2022年11月度の首都圏中古マンションの成約件数は2,797件（前年同月比18.1%減）と4カ月連続で前年同月を下回っているものの、成約㎡単価は69.69万円（同14.4%増）と31カ月連続、成約価格は4,417万円（同13.3%増）と30カ月連続でそれぞれ前年同月を上回っております。また、2022年11月の首都圏中古マンションの在庫件数は41,158件と2021年6月（33,641件）以降復調傾向にはありますが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には及ばず、引続き品薄感のある状態が継続しております。

このような環境の中、当連結会計年度は、過去最高益の連続更新を目指し、リノベマンション事業に経営資源を集中し、営業エリアの拡大や子会社仲介機能の拡充を通して物件購入・供給量の増加に努めてまいりました。また、自己資本比率の維持・向上へ向け、財務基盤の一層の強化に取り組みました。

この結果、当社グループ全体で売上高48,211,850千円(前期比30.7%増)、売上総利益9,759,518千円(同31.0%増)、営業利益6,098,297千円(同42.3%増)、経常利益5,418,939千円(同46.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,709,469千円(同54.4%増)と大幅な増収増益となり、2期連続で過去最高益を更新しました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(リノベマンション事業)

リノベマンション事業は、主として賃貸中の中古分譲マンション（左記を投資対象とするファンド等を含む）に対して投資を行い、ポートフォリオとして賃貸運用しながら、リノベーション等により不動産の価値を向上させて幅広い消費者層へ販売を行っております。

当連結会計年度は、積極的な物件購入を行い、保有物件数が増加したことから、賃貸売上は 3,995,830千円（同2.7%増）となりました。また、販売面においては、強い価格上昇局面の中、販売商品の商品力向上や供給量の増加に努めるとともに、リノベーションマンションへの底堅い需要の後押しを受け、1室あたりの利益に拘った販売戦略が奏功した結果、販売売上は 43,453,175千円（同35.3%増）、販売利益率は 15.8%（同1.7ポイント増）と大幅に上昇いたしました。

この結果、売上高は47,449,005千円（同31.8%増）、営業利益は5,982,269千円（同40.7%増）となりました。なお、当連結会計年度の売上原価に含まれる販売用不動産評価損は、48,123千円となりました。

翌連結会計年度につきましては、多様化するニーズに応えるべく商品力の一層の向上へ努めるとともに、営業エリア深耕や子会社仲介機能拡充を行い、積極的な物件購入及び安定的な販売物件供給へ注力する計画であります。

（インベストメント事業）

インベストメント事業は、主として投資リターン獲得を目的に、不動産・事業会社・ファンド等（リノベーション事業の投資対象となる不動産及びファンド等を除く）への投融資を行っております。

当連結会計年度は、新たに事業会社への出資を行っておりますが、売上高の計上はございません。一方、収益不動産への投資再開の検討に伴う人件費計上等により、営業損失は6,947千円（前連結会計年度は営業利益13,675千円）となりました。

翌連結会計年度につきましては、引続き収益不動産や成長企業等への投資機会を模索するとともに、投資先のバリューアップへ注力する計画であります。

（アドバイザー事業）

アドバイザー事業は、主として不動産の売買・賃貸仲介、賃貸・建物管理及び金融・不動産分野におけるコンサルティング等の「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。

当連結会計年度は、当社グループが販売するリノベーションマンション物件の売買仲介業務が順調に推移したことに加え、投資家向けに行っている社外物件仲介に伴う手数料収入増加も寄与しました。

この結果、売上高は1,264,383千円（前期比3.9%増）、営業利益は703,507千円（同19.0%増）となりました。

翌連結会計年度につきましては、引続き、仲介業務の拡大、賃貸管理業務の収益性向上及び収益機会の多様化等に取り組む計画であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等は89,285千円であり、その主なものは、情報システムの構築に係る無形固定資産への投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 経営方針

当社は、2019年6月1日にスター・マイカ株式会社との株式交換及び会社分割により、持株会社体制へと移行したことに伴い、新たにスター・マイカグループとして発足しております。

当社グループは、「“作る”から“活かす”社会を実現します」を企業理念に掲げ、地球の限られた環境資源を有効活用するべく、今ある住まいをもっと活かし、より便利でより快適な暮らしを提供すべく挑戦しております。住宅の再生・流通を通じて、多くの人々が「より良い価格でより良い暮らし」を手に入れ、持続的で活力のある社会が実現することを目指しております。

当社グループでは、2017年7月の東証一部への昇格を経営における1つの節目と捉え、この先リノベーションマンション業界のリーディングカンパニーとして未来に亘り業界をリードし、お客様に価値を生み続ける存在であり続けたいとの思いから、2018年11月期を新たな起点として、5カ年での経営計画「Challenge 2022」を策定しました。2022年11月期をもって、当計画期間は終了しましたが、2023年11月期においても、引続き以下の目標及び基本方針を掲げ、事業の発展へ向けて取り組んでまいります。

イ. 目標

リノベーションで日本の住宅を変える × イノベーションで不動産業界を変える

ロ. 基本方針

リノベーション：物件保有・供給ともに業界内で圧倒的な存在感の発揮、リノベーション総合企業への進化

イノベーション：不動産 × ITへの挑戦・積極投資により、新たな収益機会・社会的価値の創出

② その他の対処すべき課題

イ. 購入・販売戸数の拡大

当社グループは、主力事業であるリノベマンション事業の更なる発展へ向け、物件購入戸数・販売戸数を拡大する方針であります。購入戸数拡大においては、14,000戸を超える累積購入実績から培った独自の物件査定手法の一層強化及びエリア戦略の進化（首都圏エリア深掘及び地方中核都市への積極展開）が必要であると考えております。販売戸数拡大においては、お客様のニーズを捉えた商品ラインナップの拡充や、子会社仲介機能の一層の強化が必要であると考えております。

ロ. 財務基盤の強化

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大による不透明な事業環境下においても経営の安定性を維持するため、財務基盤の強化に努める方針であります。具体的には、ストック収入である賃貸総利益の維持に加え、フロー収入である販売総利益の増加に努め、内部留保の一層の蓄積を行うことが必要であると考えております。また、より一層安定した資金調達体制の構築へ向け、取引金融機関の拡大や、多様な調達手法の模索を行う必要があると考えております。

ハ. コンプライアンス体制の強化

当社グループは、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することが、継続的に企業価値を高めるために最も重要であると考えております。関連する法令・制度が変革される中、常に企業としての社会的責任を果たすために、経営管理体制の強化に努めます。

ニ. サステナビリティ経営の実現

企業の社会的責任としてサステナビリティ経営が求められ、社会課題解決の取り組みにおいて企業が果たす役割がますます重要となっております。当社グループは、一般的に流通しにくいファミリータイプのオーナーチェンジ物件をメインで取得し、不動産の流動性向上に貢献するとともに、既存の中古分譲マンションに良質なリノベーションを施し、手頃な価格で提供することで、消費者の物件取得を促進しております。

当連結会計年度においては、「サステナビリティ基本方針」を策定するとともに、サステナビリティ経営の基本となるESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みの開示強化に努めました。今後も企業成長を通じた社会課題の解決や持続可能な社会の実現への貢献を志向し、環境・社会・ガバナンスの観点に留意しつつ、社会に役立つ事業の創造に挑戦いたします。

(9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況
企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2019年11月期)	第 23 期 (2020年11月期)	第 24 期 (2021年11月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2022年11月期)
売 上 高 (千円)	32,164,187	39,568,009	36,897,079	48,211,850
経 常 利 益 (千円)	2,925,980	2,496,908	3,688,002	5,418,939
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	2,023,328	1,729,219	2,402,041	3,709,469
1 株当たり当期純利益 (円)	55.50	47.43	65.00	107.21
総 資 産 (千円)	76,123,203	76,758,704	80,843,629	90,378,229
純 資 産 (千円)	18,574,363	19,713,233	21,261,082	21,273,774
1 株当たり純資産額 (円)	507.40	538.64	573.55	634.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2019年6月1日付で当社を株式交換完全親会社、スター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、会計上の逆取得に該当し、スター・マイカが取得企業、当社が被取得企業となることから、第22期以降は、株式交換完全子会社となったスター・マイカの連結計算書類を引き継いで作成しております。
3. 当社は、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スター・マイカ株式会社	300,000千円	100.0%	リノベマンション事業 インベストメント事業 アドバイザー事業
スター・マイカ・アセットマネジメント株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
スター・マイカ・レジデンス株式会社	30,000千円	100.0%	リノベマンション事業 アドバイザー事業
スター・マイカ・プロパティ株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
スター・マイカ・アセット・パートナーズ株式会社	30,000千円	100.0%	アドバイザー事業
SMA iT株式会社	36,250千円	100.0%	アドバイザー事業

(注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	スター・マイカ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	17,345,235千円
当社の総資産額	18,512,131千円

(11) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

事業区分	事業内容
リノベマンション事業	主として賃貸中の中古分譲マンション（左記を投資対象とするファンド等を含む）に対して投資を行い、ポートフォリオとして賃貸運用しながら、リノベーション等により不動産の価値を向上させて幅広い消費者層へ販売を行っております。
インベストメント事業	主として投資リターン獲得を目的に、不動産・事業会社・ファンド等（リノベマンション事業の投資対象となる不動産及びファンド等を除く）への投融資を行っております。
アドバイザー事業	主として不動産の売買・賃貸仲介、賃貸・建物管理及び金融・不動産分野におけるコンサルティング等の「フィー（手数料）ビジネス」を行っております。

(12) 主要な営業所 (2022年11月30日現在)

① 当社

本社 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

② 子会社

スター・マイカ株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(札幌支店) 北海道札幌市中央区北一条西三丁目2番地
	(仙台支店) 宮城県仙台市青葉区中央三丁目7番25号
	(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目6番19号
	(横浜支店) 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3号
	(大阪支店) 大阪府大阪市北区芝田一丁目4番8号
	(神戸支店) 兵庫県神戸市中央区御幸通六丁目1番10号
	(福岡支店) 福岡県福岡市中央区天神一丁目12番1号
	(名古屋営業所) 愛知県名古屋市中区錦三丁目22番24号
スター・マイカ・アセット マネジメント株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・レジデンス 株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
	(横浜支店) 神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3号
	(大阪支店) 大阪府大阪市北区芝田一丁目4番8号
スター・マイカ・プロパティ 株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
スター・マイカ・アセット・ パートナーズ株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
S M A i T 株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

(13) 従業員の状況 (2022年11月30日現在)

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
リノベマンション事業	93名	5名増
インベストメント事業	1	—
アドバイザーリー事業	27	1名増
全社(共通)	35	2名減
合計	156	4名増

(注) 従業員数は就業人数を表示しております。臨時従業員及び退職者は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	12,176,100千円
株式会社あおぞら銀行	10,818,079千円
株式会社みずほ銀行	8,859,168千円
株式会社三井住友銀行	8,292,600千円
株式会社りそな銀行	2,886,130千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,000,000株（自己株式269,737株を含む。）
- (3) 株主数 5,564名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
水永 政志	5,716,382株	34.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,377,200	14.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,272,200	7.6
GOVERNMENT OF NORWAY	487,600	2.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	427,550	2.6
JP MORGAN CHASE BANK 380646	369,200	2.2
KIA FUND 136	312,800	1.9
BANQUE PICTET AND CIE SA	280,800	1.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UK PENSION FUNDS EXEMPT LENDING ACCOUNT	269,600	1.6
野村信託銀行株式会社（投信口）	247,300	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式269,737株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数で記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	73,675株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項」における「(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 株主への利益還元の上を図るとともに、経営環境の変化に対応した資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、当事業年度において自己株式1,936,623株の取得を行いました。
- ② 譲渡制限付株式（普通株式）の発行により、発行済株式総数が183,931株増加しております。
- ③ 2022年8月25日開催の取締役会の決議に基づき、2022年8月31日付で自己株式2,241,190株を消却しております。
- ④ 2022年9月30日開催の取締役会において、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施することを決議し、同日付で当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は84,800,000株に、発行済株式総数は34,000,000株となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	水永 政志	スター・マイカ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・レジデンス(株)代表取締役社長 スター・マイカ・プロパティ(株)代表取締役社長 スター・マイカ・アセット・パートナーズ(株)代表取締役社長 SMA iT(株)代表取締役社長 スローガン(株)社外取締役 (株)ABCash technologies 社外取締役
取締役（監査等委員）	小滝 一彦	日本大学経済学部教授 特定非営利活動法人政策評価機構理事長 アズワン(株)社外取締役
取締役（監査等委員）	矢野 裕史	(株)大成CI代表取締役
取締役（監査等委員）	和田 哲夫	学習院大学経済学部教授

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小滝一彦氏、矢野裕史氏及び和田哲夫氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして内部監査部門を設置しており、同部門が主体となり組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役（監査等委員）小滝一彦氏、矢野裕史氏及び和田哲夫氏の3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 代表取締役社長水永政志氏は、2022年12月29日付で(株)ABCash technologies社外取締役を退任しております。
5. 取締役（監査等委員）小滝一彦氏は、2023年2月22日付でスター・マイカ(株)取締役に就任する予定です。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年11月30日現在の執行役員は明石圭市氏、長谷学氏及び堀大輔氏の3名であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとしています。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、全ての被保険者について、保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月21日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しており、株主価値の増大へ向けて持続的な企業成長を実現することに対する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割・責務を勘案しつつ、固定報酬と株式報酬の割合を適切に設定することを方針としております。なお、業績連動報酬は採用しておりません。

報酬付与の時期・条件及び内容については、株主総会決議の範囲内において、取締役会での決議を行うこととしております。また、当社は、コーポレートガバナンス強化の観点から、役員の報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、その委員は取締役会が選定しており、議長は社外取締役が務めております。役員の報酬は、指名報酬委員会の審議を経た上で取締役会に答申され、決定しております。当事業年度においては、指名報酬委員会において取締役の報酬等に関する審議を行った上で、指名報酬委員会から答申された報酬額を2021年2月24日開催の取締役会へ上程し、承認されており、取締役会は、かかる報酬額が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬につきましては、2019年5月24日開催の臨時株主総会において、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとする決議を取得しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2019年5月24日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議を取得しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は1名です。

また、2021年2月24日開催の定時株主総会において、当該株主総会から5年間に於いて、職務執行の対価として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、上述の報酬枠の内枠で年額200百万円以内にて譲渡制限付株式付与のための報酬を支給する決議を取得しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は1名です。

当社取締役会決議に基づき、上述の金額の範囲内で金銭債権を支給し、各取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年130,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）としております。

譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件としております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬につきましては、2019年5月24日開催の臨時株主総会において年額金60百万円以内とする決議を取得しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	120,299千円 （－）	32,700千円 （－）	87,599千円 （－）	1名 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	－ （－）	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	129,299 (9,000)	41,700 (9,000)	87,599 （－）	4 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額が含まれております。

④ 非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。当該報酬の内容は、「2.会社の株式に関する事項」及び上記②に記載のとおりです。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）小滝一彦氏は、日本大学経済学部教授、特定非営利活動法人政策評価機構理事長及びアズワン株式会社社外取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）矢野裕史氏は、株式会社大成C I代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）和田哲夫氏は、学習院大学経済学部教授を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に対する職務の概要
取締役 (監査等委員)	小滝 一彦	<p>当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回全てに出席し、豊富な経験と大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について提言を行いました。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回全てに出席し、委員長として役員の人事及び報酬案の策定へ積極的に関与する等、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。</p>
取締役 (監査等委員)	矢野 裕史	<p>当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回全てに出席し、企業経営の豊富な経験や実績に基づく専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について提言を行いました。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回全てに出席し、役員の人事及び報酬案へ意見を述べる等、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。</p>
取締役 (監査等委員)	和田 哲夫	<p>当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会13回全てに出席し、豊富な経験と大学教授としての幅広い見識をもとに、専門的な見地から取締役会・監査等委員会の意思決定について提言を行いました。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回全てに出席し、役員の人事及び報酬案へ意見を述べる等、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,506千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,030千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、会計監査人の再任もしくは不再任の議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。そこで、業績に応じて継続的な利益配分を年2回中間配当及び期末配当として実施するとともに、株式市場の需給バランスを見ながら、機動的な資本政策の遂行を目的とした自己株式の取得を行うことを利益配分の基本方針としております。また、中長期的には、連結配当性向30%を目標としつつ、毎期、着実な増配を行えるよう努めてまいります。

当社の剰余金の配当等の決定機関は取締役会であり、社外取締役を含む取締役会において、利益や剰余金の水準、配当性向、現預金残高、自己株式の取得状況を含む総還元性向を勘案の上、配当額を決定しております。また、取締役会の決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経営体質の一層の強化を図るとともに、今後の事業拡大・競争力強化のための成長投資として充当する方針であります。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
(中間配当) 2022年6月30日 取締役会決議	317,876	19.0
(期末配当) 2023年1月13日 取締役会決議	334,605	20.0

(注) 当社は、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当期に係る剰余金の配当については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

次期の配当予想につきましては、年間配当額として当期から0.5円増配となる1株当たり20.0円（中間配当1株当たり10.0円、期末配当1株当たり10.0円）、配当性向22.2%を予定しております。また、自己株式の取得については、機動的に実施を検討いたします。

なお、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割実施前の基準に換算した場合の次期の年間配当額は1株当たり40.0円となります。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	88,111,563	流 動 負 債	12,250,711
現金及び預金	3,110,459	営業未払金	732,540
営業未収入金	76,082	短期借入金	900,000
販売用不動産	83,137,601	1年内返済予定の長期借入金	7,441,162
その他	1,788,690	未払法人税等	1,224,789
貸倒引当金	△1,269	その他	1,952,220
固 定 資 産	2,264,742	固 定 負 債	56,853,743
有形固定資産	61,440	社 債	100,000
建物及び構築物	34,834	長期借入金	56,753,743
その他	26,606	負 債 合 計	69,104,454
無形固定資産	151,187	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,052,114	株 主 資 本	21,190,078
投資有価証券	794,064	資 本 金	481,942
繰延税金資産	378,118	資 本 剰 余 金	3,763,421
その他	880,865	利 益 剰 余 金	17,372,733
貸倒引当金	△933	自 己 株 式	△428,018
繰 延 資 産	1,923	その他の包括利益累計額	24,410
社債発行費	1,923	繰延ヘッジ損益	24,410
資 産 合 計	90,378,229	新 株 予 約 権	59,285
		純 資 産 合 計	21,273,774
		負 債 純 資 産 合 計	90,378,229

連結損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		48,211,850
売 上 原 価		38,452,332
売 上 総 利 益		9,759,518
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,661,221
営 業 利 益		6,098,297
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,066	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	92,293	
そ の 他	16,060	111,419
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	614,894	
支 払 手 数 料	172,644	
そ の 他	3,238	790,777
経 常 利 益		5,418,939
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,418,939
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,721,675	
法 人 税 等 調 整 額	△12,205	1,709,469
当 期 純 利 益		3,709,469
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,709,469

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月18日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スター・マイカ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第25期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

（自己株式の取得）

当社は、2023年1月19日の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第37条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主への利益還元の上を旨とするとともに、経営環境の変化に対応した資本政策の柔軟性・機動性を確保するため。

(2) 取得に係る事項の内容

- イ. 取得対象株式の種類
当社普通株式

- ロ. 取得し得る株式の総数
160,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.5%）
- ハ. 株式の取得価格の総額
100,000,000円（上限）
- ニ. 取得期間
2023年1月19日から2023年3月31日

2023年1月19日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 小滝 一彦 ㊟

監査等委員 矢野 裕史 ㊟

監査等委員 和田 哲夫 ㊟

（注）監査等委員小滝一彦、矢野裕史及び和田哲夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	917,652	流 動 負 債	1,088,652
現金及び預金	592,036	短期借入金	1,000,000
前払費用	23,157	未払金	24,244
未収法人税等	271,687	未払費用	25,503
その他	30,770	未払消費税等	19,224
		未払法人税等	18,111
		預り金	1,567
		負 債 合 計	1,088,652
固 定 資 産	17,594,479	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	17,594,479	株 主 資 本	17,364,193
投資有価証券	70,679	資 本 金	481,942
関係会社株式	17,508,285	資 本 剰 余 金	14,238,860
繰延税金資産	15,513	資 本 準 備 金	221,942
		その他資本剰余金	14,016,917
		利 益 剰 余 金	3,071,408
		利 益 準 備 金	25,000
		その他利益剰余金	3,046,408
		繰越利益剰余金	3,046,408
		自 己 株 式	△428,018
		新 株 予 約 権	59,285
		純 資 産 合 計	17,423,478
資 産 合 計	18,512,131	負 債 純 資 産 合 計	18,512,131

損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		2,173,313
営業費用		587,731
営業利益		1,585,582
営業外収益		
受取利息	930	
未払配当金除斥益	452	
その他	69	1,452
営業外費用		
支払利息	10,194	
支払手数料	2,334	
その他	1,320	13,849
経常利益		1,573,185
税引前当期純利益		1,573,185
法人税、住民税及び事業税	49,868	
法人税等調整額	△210	49,657
当期純利益		1,523,527

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月18日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スター・マイカ・ホールディングス株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

(自己株式の取得)

当社は、2023年1月19日の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第37条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主への利益還元の上昇を図るとともに、経営環境の変化に対応した資本政策の柔軟性・機動性を確保するため。

(2) 取得に係る事項の内容

イ. 取得対象株式の種類

当社普通株式

ロ. 取得し得る株式の総数

160,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.5%)

ハ. 株式の取得価格の総額

100,000,000円 (上限)

ニ. 取得期間

2023年1月19日から2023年3月31日

2023年1月19日

スター・マイカ・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 小滝 一彦 ㊟

監査等委員 矢野 裕史 ㊟

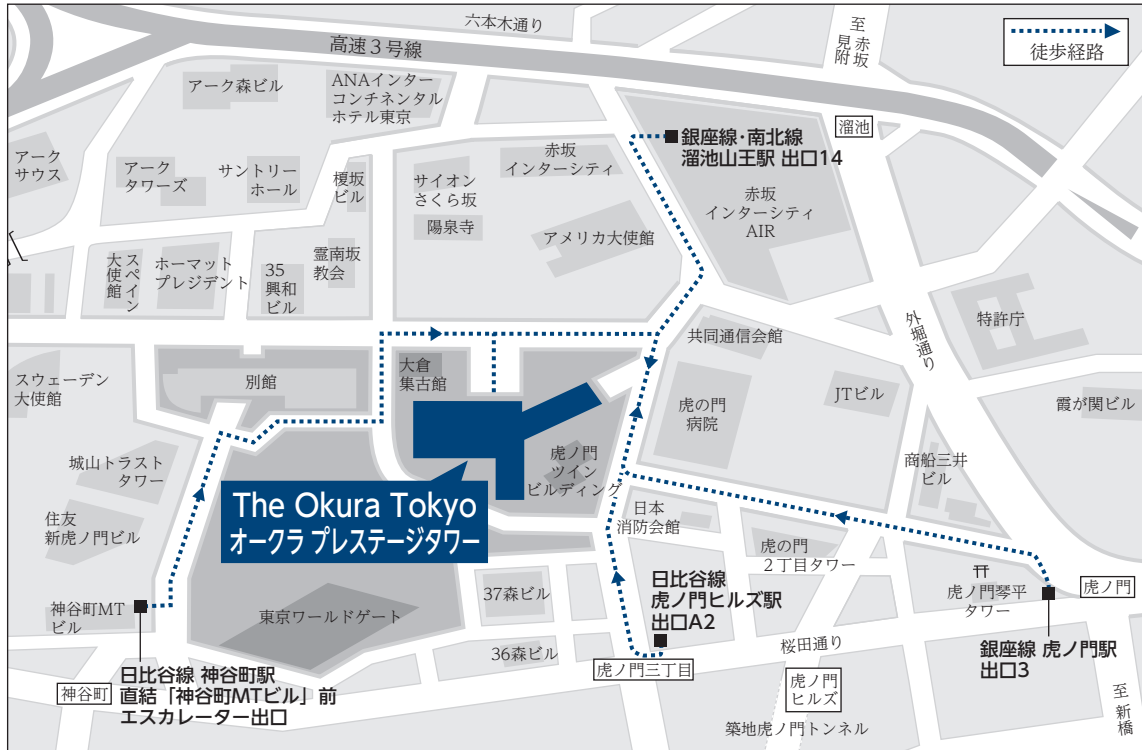
監査等委員 和田 哲夫 ㊟

(注) 監査等委員小滝一彦、矢野裕史及び和田哲夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります

以 上

定時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 7階 メイプル



※ご来場之际しましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

●地下鉄の最寄り駅

交通	日比谷線	虎ノ門ヒルズ駅	出口A2より徒歩5分
	銀座線／南北線	溜池山王駅	出口14より徒歩10分
	銀座線	虎ノ門駅	出口3より徒歩10分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。